

松山競輪開催に伴う競輪選手等への給食業務委託に関する仕様書

1. 目的

参加選手に対して心身ともに最良の状態に適性にその能力を発揮するとともに、外部の圧力、誘惑と不正を排除して、公正安全な競走の実施を確保するため、厳正な管理が行われている参加選手に十分な食事を提供し敢闘精神あふれる競走を確保することを目的とする。

2. 業務の名称

「松山競輪開催に伴う競輪選手等への給食業務委託」

3. 履行場所

- (1) 所在地 松山市市坪西町796番地6
- (2) 施設名 多目的競技場棟選手宿舍(別表1)

4. 履行期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

5. 業務条件等

- (1) 選手等に対して十分な業務の提供ができるよう努めるとともに、調理師・従業員等を適切に配置するものとする。
- (2) 受託業者は、常に料理の研究及び工夫に努め、服装及び帽子等を着用し清潔で統一された身だしなみを維持し、誠意をもって選手に給食を提供するものとする。
- (3) 給食はバイキング方式とし、1日朝食、昼食、夕食の3食で4,000 ㌔加リ-以上摂取可能となる献立表を作成し、事前に公益財団法人JKA西エリア(以下「JKA」という。)管理委員の承認を得るものとする。軽食は500～600 ㌔加リ-、夜食は600～700 ㌔加リ-程度とする。ただし、(5)が定められている期間については、バイキング方式を定食方式に変更する等、松山市、JKA及び受託者で協議の上、対応すること。アレルギーを持っている選手がいる場合、前検日にJKAから連絡があるため注意すること。
- (4) 受託者は保健所の指示等に従うとともに衛生関係法規を守り、保健衛生等に留意し中毒及び伝染病等の予防に努めるものとする。
- (5) 受託者は、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策要綱」に従い、松山市、JKA及び受託者で協議の上、十分な対策を講じること。
- (6) 本業務を行うために必要な厨房機器、食器・什器類については松山市が準備し、無償で受託者に貸与する。ただし、受託者の責に帰すべき理由により紛失又は破損し、機器等に不足等を生じたときは、受託者によりこれを補充するものとする。また、調理に要する消耗品については受託者の負担とする。(別表2参照)

- (7) 前項の厨房機器、食器等の管理に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理するものとする。
- (8) 契約期間満了後、受託者が設置等を行った厨房の設備等については、受託者の負担により速やかに原状に復するものとする。また、受託者が変更された場合については、新たな受託者への業務引継ぎを受託者の負担により誠実かつ適切に行うものとする。
- (9) 本業務を行うための光熱水費、廃棄物収集処分料金については、松山市が負担するが、受託者は決められた場所に分別して搬出するものとする。
- (10) 厨房のグリストラップ清掃は松山市が年6回行う。ただし、受託者が清掃することを制限するものではない。第三者を用いて清掃業務を行う際は、事前に松山市へ届出をすること。
- (11) 選手の健康状態その他業務上知り得た事項等を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 本業務に従事するものは、多目的競技場での車券の購入、委託及び斡旋等をしてはならない。
- (13) 受託者は、本業務に従事している時間内に、施設内での携帯電話等の使用を禁止するものとする。ただし、業務上必要な注文等のための電話の使用については、JKA管理委員の指定する場所でのみ許可するものとする。
- (14) 受託者は、本業務中において生じた一切の事故等についてその責を負うものとする。
- (15) 受託者は、自転車競技法他競輪関係法令等を遵守し、競輪場執務員に準じて行動するものとする。また、受託者の雇用する従業員が当該法令等に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動するよう指導監督するものとする。
- (16) 本業務を第三者に委託してはならない。
- (17) 受託者は、不測の事態等により、業務の履行が困難とならない様な体制等を確保するものとし、不測の事態等が生じた場合は直ちに松山市に通知するものとする。
- (18) 開催日数については、特別・記念競輪、災害・雨天等の順延等により日数の変更が生じる場合があるため注意するものとする。
- (19) 松山競輪では通常、日中開催及びナイター・ミッドナイト・モーニング開催を実施しているが、開催状況の変更等により現在は実施していない開催を新たに実施する場合は、それに対応するものとする。

6. 給食提供時間

給食時間については、概ね以下のとおりとする。なお、制度変更及び運用変更等によって変更する場合がある。

1) 通常開催時（記念・昼開催）

（給食時間）

朝食 6:30～ 8:30

昼食 10:00～14:30（前検日 12:00～14:00）

夕食 17:00～20:30

2) F I・F IIナイター開催時

(給食時間)

朝食 8:00～ 9:30

昼食 11:30～13:00 (前検日 12:00～15:00)

軽食 15:00～18:00

夕食 20:00～22:30 (前検日 17:30～20:30)

3) ミッドナイト開催時

(給食時間)

朝食 8:00～ 9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 17:00～18:30 (前検日 17:30～20:30)

夜食 24:00～25:00

4) モーニング開催時

(給食時間)

朝食 5:30～ 8:00 (1Rが8:30発走時は、5:00～7:30)

昼食 10:00～13:30 (前検日 12:00～14:30)

夕食 17:00～20:00 (前検日 17:30～20:00)

7. 提供予定数量等

予定数量(1節あたり)は、下記のとおりとする。ただし、制度改正等により変更する場合がある。なお、下記の数量は新型コロナウイルス対応前の車立ての人数によるものである。現在は、新型コロナウイルス対応のため、F I・F IIナイターは7車立てにてレースを行っている。

【参加選手】

記念 昼開催 (選手)	前検日	昼食
		夕食
	1日目	朝食
		昼食
	2日目	朝食
		昼食
	3日目	朝食
		昼食
	4日目	朝食
		昼食

ナイター (選手)	前検日	昼食
		夕食
	1日目	朝食
		昼食
	2日目	朝食
		昼食
	3日目	朝食
		昼食

ミッド (選手)	前検日	夕食
		朝食
	1日目	昼食
		軽食
	2日目	朝食
		昼食
	3日目	朝食
		昼食

モーニング (選手)	前検日	昼食
		夕食
	1日目	朝食
		昼食
	2日目	朝食
		昼食
	3日目	朝食
		昼食

【JKA管理委員】

記念 昼開催 (管理)	前検日	夕食
		朝食
	1日目	夕食
		朝食
	2日目	朝食
		夕食
	3日目	朝食
		夕食
	4日目	朝食

ナイター (管理)	前検日	夕食
		朝食
	1日目	昼食
		夕食
	2日目	朝食
		昼食
	3日目	朝食
		昼食

ミッド (管理)	前検日	夕食
		朝食
	1日目	夜食
		朝食
	2日目	夜食
		朝食
3日目	朝食	

モーニング (管理)	前検日	夕食
		朝食
	1日目	夕食
		朝食
	2日目	夕食
		朝食
3日目	朝食	

(1) 通常開催時（記念・昼開催）（9車立て×12レース）108名分+管理委員3名

内容	予定数量
昼食（前検日）	108
朝食	444
昼食	432
夕食	444

(2) F I・F IIナイター（9車立て×12レース）108名分+管理委員3名

内容	予定数量
昼食（前検日）	108
朝食	333
昼食	333
軽食	324
夕食	333

(3) ミッドナイト（7車立て×9レース）63名分+管理委員3名

内容	予定数量
朝食	198
昼食	189
軽食	189
夕食	255
夜食	132

(4) モーニング（7車立て×12レース）84人分+管理委員3名

内容	予定数量
昼食（前検日）	84
朝食	261
昼食	252
夕食	261

(5) モーニング7（7車立て×7レース）49人分+管理委員3名

内容	予定数量
昼食（前検日）	49
朝食	156
昼食	147
夕食	156

8. 委託料見込額等

当該業務委託は、選手等に対する給食の料金が定められており、原則として、その料金以外に松山市からの支出は無いものである。なお、委託料には、材料費、調味料及び人件費等を含んだものであり、調理する給食の量等に応じた適正な人員配置等を行い、当該業務を遂行するものとする。ただし、ナイター・ミッドナイト競輪開催時の22時以降の割り増し分、モーニング競輪開催時の5時以前の割り増し分の人件費については別途契約し、支払いを行う。

給食料金等は下記のとおりとする。

区分①	料金	備考	区分②	開催日数	開催数
朝食代	880円		FⅠナイター	3日間	6節
昼食代	770円		FⅡナイター	3日間	4節
夕食代	3,300円		ミッドナイト	3日間	8節
軽食代	641円	ナイター・ミッド開催時	Gクラス	4日間	1節
夜食代	2,200円	ミッド開催時			
昼食代	641円	前検日			

※上記金額は、消費税額を含んだ料金設定となっている。

※開催に際しては、前検日から選手が宿泊するため、開催の前の日から給食が必要。

※FⅡナイターは、モーニング競輪に変更となる場合がある。

※開催日数は、年間7日程度（前検日を含む）となる。ただし、制度改正及び日程調整等により、競輪開催日数及び参加選手数は変動する場合がある。

9. 業務責任者の届出

受託者は、本業務の履行にあたり、業務に従事する者（以下、業務従事者という。）の中から業務責任者を定め、書面により松山市に届出するものとする。業務責任者を変更する場合も同様とする。

10. 報告書の提出

受託者は、次の書類を松山市に提出するものとする。

(1) 業務実施計画書

ア. 記載事項 スケジュール、人員配置及びその他業務に必要な事項

イ. 提出時期 契約締結後、速やかに

(2) 事故報告書

ア. 記載事項 事故内容、事故発生時の状況、事故発生後の対応及びその他必要な事項

イ. 提出時期 事故発生都度、速やかに

(3) 業務完了報告書

ア. 記載事項 履行内容、完了年月日、成果品及びその他業務が完了したことを示す事項

イ. 提出時期 業務完了後、速やかに

11. 損害の賠償

受託者の責に帰すべき事由により発生した損害については、一事故につき対人賠償及び対物補償併せて10億円を限度として受託者が補償するものとする。

12. 守秘義務

(1) 業務上、知り得た情報等は他に漏らさないこと。契約終了後も同様とする。

(2) 受託者は、業務を履行するにあたっては、「松山市個人情報保護条例」を遵守すること。

13. その他

(1) 食事内容について

選手から食事に対する意見・要望があった際には、松山市と協議し最大限対応すること。

(2) 別注メニュー

夕食時に参加選手の要望があれば、可能な範囲内で応じること。

(3) 売店購買業務

開催中は、選手食堂売店で、菓子・お酒・ドリンク類・書籍等の販売を行うこと。

また、選手の買い物希望物を購入し、選手に引き渡すこと。なお、代金については、選手負担とする。

上記業務は、ドーピング検査に影響を及ぼす可能性があるため、事前にJKAの承認を得るものとする。また、事前に品目価格等を表示の上、代金は受託者が直接参加選手から徴収し、参加選手等の要望には可能な範囲内で対応するものとする。また、本業務の実施についての費用負担等について、疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

14. 松山市との本業務契約以外の付随業務

(1) 開催期間中、医師等関係者が食事を希望する場合、別料金にて対応すること。代金は受託者が直接徴収するものとする。ただし、松山市が指定する関係者については、松山市に後日請求すること。

(2) 中央公園利用客の宿泊（概ね1日20名以上で受理、年間10回程度の見込み）は利用者 と給食費用について相談の上、決定すること。

(3) また、他競輪場が松山競輪にて借上げ開催を行うことになった場合は、本業務に付随する業務として別途契約を結ぶこととする。

15. 天災事変その他不測の事件や競輪場施設改修等の緊急の事象により、契約内容が著しく変化する場合は、松山市、受託者が協議のうえ、契約内容を変更することがある。

16. 本仕様書に定めのない事項については、松山市、受託者が協議の上、決定するものとする。